

# 香芝市見守り協力事業者ネットワーク 活動の手引き



＜香芝市見守り協力事業者ネットワークに関するお問い合わせ先＞

〒639-0251

香芝市逢坂 1 - 374 - 1 香芝市総合福祉センター  
香芝市 介護福祉課

TEL 0745-79-7521 (直通)

FAX 0745-79-7532 (共通)

## 1 はじめに

現在、香芝市ではひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増えつつあり、「家の中で急に倒れたら・・・」「認知症の症状が現れたら・・・」といった不安を抱えておられる方々がいます。

そういった方々の多くは、緊急時に自ら SOS を発信することができずにいます。香芝市ではこれまでも、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会の住民ボランティア等のご協力により、地域の見守り活動を推進してきましたが、今後は地域住民だけでなく、様々な企業者や事業者の協力を得て、重層的で漏れの無い見守りを進めるネットワークが必要になってきました。

今後、さらに高齢化が進む中で、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる香芝市」を目指し、本事業へのご協力をお願いします。

## 2 見守り協力事業者ネットワークとは

住民だけでなく、さまざまな企業者や事業者の皆様と連携した見守り活動のネットワークを築くことを目的として、「見守り協力事業者ネットワーク」を推進し、まちぐるみの見守り体制の構築を目指しています。

ご協力いただける企業者や事業者を対象に登録・協定を締結していただき、気になる高齢者を発見（安否確認や生活の異変の察知等）した時は、香芝市に連絡、相談をし、支援につなげる協力をしていただきます。

## 3 ご協力いただく内容

日常業務の中、事業者の皆様が訪問先や店舗等で、「あれ？ちょっと様子がおかしいな」といった、気になる高齢者に気づかれた時は、香芝市へ連絡、相談してください。

### 訪問系事業者の場合

（新聞販売店、宅配業者等）

- ◎新聞や郵便物が溜まったままになっている
- ◎扉が開けっ放し、呼びかけても返事がない



ひとり暮らしの高齢者が、病気や怪我で動けなくなっているのかも・・・

### 利用系事業者の場合

（金融機関、コンビニ、スーパー等）

- ◎毎日、同じものをたくさん買い物している
- ◎季節にあった服装じゃないな・・・

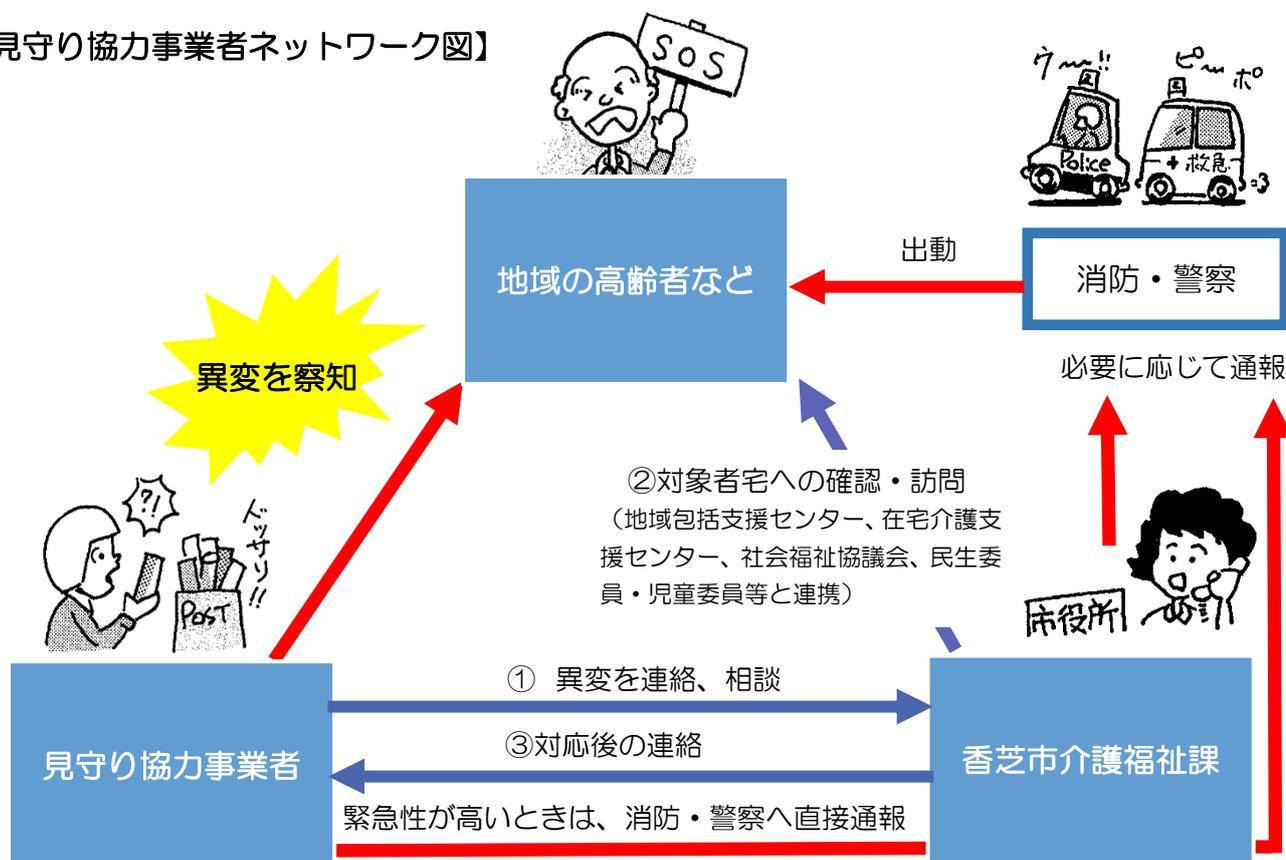


認知症の方が徘徊しているかも・・・

はじめに、協力事業者として登録いただき（【様式第1号】を提出）その後、香芝市と「香芝市見守り協力事業者ネットワーク協定」を締結していただきます。

- ① 日常業務において、気になる高齢者を発見された場合は、対象者の情報（氏名、住所等別紙【連絡票】を参照）と異変を感じた内容について下記の連絡先にご連絡ください。（あくまで、日常業務の範囲でご協力いただければ結構です。）
- ② 緊急性が高い場合は消防・警察へ直接通報してください。
- ③ 連絡を受けた市は各関係機関と連携を図り、対象者宅を訪問する等対応をさせていただきます。
- ④ 対応終了後、事業者へ対応の有無についてご連絡いたします。

【見守り協力事業者ネットワーク図】



★連絡先★ 香芝市介護福祉課 0745-79-7521（直通）

※平日の8:30～17:15は下記窓口へ

・中央地域包括支援センター 0745-79-0802

※土・日・祝日、夜間は下記窓口へ

・西地域包括支援センター 0745-71-3201

・東地域包括支援センター 0745-71-3120

・在宅介護支援センターかしの木 0745-79-6700

### 緊急性の高いとき

消防署 119番  
警察署 110番

◎家の外から倒れている姿が確認できるとき

◎助けを求める声が聞こえる

◎素足で歩き回っているなど

## 5 個人情報について

### 個人情報の取り扱い

協力事業者から香芝市等へ支援を必要とする方の情報を提供する際には、原則として本人の同意が必要ですが、法令に基づく場合（高齢者虐待防止法など）、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合など、同意を得ることが困難であるときは、情報を提供することが個人情報保護法で認められています。

まずは、香芝市など相談窓口を紹介し、本人や家族から相談していただくことを基本としますが、本人や家族からの連絡が難しい場合は、香芝市へご相談ください。

また、提供いただいた情報については、本人、家族、支援機関以外の第三者に開示することはありません。

### 協力事業者の責務

協力事業者は、本事業により取得する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び香芝市個人情報保護条例（平成15年条例第15号）の規程により適切に取り扱うよう必要な措置を講じるものとし、本事業以外の目的には利用してはなりません。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

## 6 登録・協定について

### 登録・協定の締結

香芝市内において業務を行い、日常業務の中で高齢者の見守り協力が可能である事業者と見守り事業者ネットワーク登録を行い、又協定を締結させていただきます。

香芝市 介護福祉課

〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 香芝市総合福祉センター

TEL 0745-79-7521（直通）

FAX 0745-79-7532（共通）

## 登録・協定の更新・解除

登録・協定締結期間満了日の3か月前までに、香芝市もしくは協力事業者のいずれからも特段の申出がない場合は有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とします。

なお、次に掲げる事業者は、協力事業者として香芝市との協定は締結できません。また、協定締結後、香芝市が事業協力に対して不適当な事由があると認めるときは、登録・協定の解除または無効となります。

### ※以下のような場合は登録・協定締結できません。

- (1) 各種法令に違反している事業者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定するその他反社会的団体又はそれらに関連すると認めると足りうる相当の理由のある事業者。
- (3) 香芝市が協力事業者として不適当と判断した事業者及び次に掲げる場合
  - ・協定締結を、販売促進等の営利活動に利用した場合
  - ・個人情報への漏洩や目的外利用した場合
  - ・不当要求行為等を行っている場合
  - ・活動の実態がないことが判明した場合
  - ・見守り活動を通じて、宗教活動、政治活動を行った場合
  - ・その他公序良俗に反する行為を行った場合

## 7 見守り協力事業者ネットワーク Q&A

Q1：どのような場合に連絡すればよいですか？

A1：業務中に、高齢者の異変のサインに気がついた場合に連絡してください。

### 異変のポイント

- ◎新聞や郵便物、宅配不在票がたまったままになっている。
- ◎何日も、洗濯物が干したままになっている。
- ◎扉は開いているが、呼びかけても返事がない。
- ◎大切な書類や通帳、印鑑を何度も紛失する。
- ◎いつも、支払いやおつりの計算ができない。支払い方法もおかしい。
- ◎毎回、同じものを大量に購入される。
- ◎いつも、服装が季節に合わない。
- ◎靴を履かないで、裸足で歩き回っている。
- ◎いつも、同じことを繰り返す、話が通じにくい、前回の説明を忘れている。

Q2：異変に気がついた場合は、どのような内容を連絡すればよいですか？

A2：次のとおり連絡をお願いします。

#### 連絡方法

- ◎「香芝市見守り協力事業者ネットワーク」の連絡であること。
- ◎対象者の住所、氏名、電話番号  
※対象者の住所、氏名、電話番号はわかる範囲で構いません。これらが、不明の場合は、対象者の自宅の場所、周辺の目印等を詳細にお伝えください。
- ◎発見した異変の内容。
- ◎別紙「香芝市見守り協力事業者ネットワーク」連絡票をご活用ください。

Q3：連絡内容の誤りがあった場合、異変に気づかず見過ごしてしまった場合の責任は問われますか。

A3：見守り活動において生じた問題について、責任を問われることはありません。日常業務の範囲内でご協力いただければ結構です。

## 8 認知症サポーター養成講座について

見守り協力事業者の登録にあたっては、認知症の基礎知識や対応方法を習得する為に『認知症サポーター養成講座』の受講をお勧めしています。

#### 講座の内容

内 容：認知症に関する基礎的な知識や認知症の人や家族への支援のあり方等。

時 間：概ね90分

開 催：受講者5名以上のグループでお申し込みいただき、講座を実施します。

#### 申込先

中央地域包括支援センター 0745-79-0802

西地域包括支援センター 0745-71-3201

東地域包括支援センター 0745-71-3120



香芝市長 様

## 香芝市見守り協力事業者ネットワーク登録申請書

香芝市見守り協力事業者ネットワーク活動の手引きに記載されている内容に同意のうえ、同事業に協力するため次のとおり登録します。

なお、登録にあたっては、下記の事項を誓約いたします。

- 1 事業の実施中に知り得た個人情報を、この活動以外の目的には決して利用しません。
- 2 登録申請書の内容に変更があった場合は、速やかに連絡します。
- 3 万が一事業に協力が出来なくなった場合は、速やかに登録の取り消しを行います。

事業所名 (法人・会社名等)	
代表者名	【役職名】                      【氏名】                      印
担当者(責任者)名 (担当部署があれば ご記入ください)	
所在地	〒 (                      )
	電話番号                      FAX 番号
	メールアドレス
主な事業(活動) の内容	
市ホームページ、 広報紙への掲載 (名称・所在地等)	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

※年 1 回の研修の開催案内及び登録申請書の内容について変更がないか確認をさせていただきます。

## 高齢者の身近な相談窓口

### ★こんなことが相談できます★

介護のこと…介護保険を申請したい。要介護認定で要支援になった。どうすればいい？  
健康のこと…近所の人と集まって体操をしたい！  
認知症のこと…最近物忘れがひどくなった気がする。どこに相談したらいい？  
家族のこと…離れて住む一人暮らしの親のことが心配。  
近所の高齢者のこと…最近顔を見かけないが、一人暮らしなので心配。

### 西地域包括支援センター

(畑三丁目817番地1  
ロイヤルビュー香芝101号)

☎0745-71-3201

#### 担当地区

香芝西中学校区  
(二上・関屋小学校区域)

※24時間相談対応可能

### 東地域包括支援センター

(下田西二丁目7番地61)

☎0745-71-3120  
コミュニティバス「JR香芝駅」下車

#### 担当地区

香芝東中学校区  
(五位堂・真美ヶ丘西・真美ヶ丘東小学校区域)

※24時間相談対応可能

### 在宅介護支援センターかしの木

(良福寺37番地3)

☎0745-79-6700

#### 担当地区

香芝／香芝北中学校区  
(下田・三和・鎌田・志都美・旭ヶ丘小学校区域)

※24時間相談対応可能

### 中央地域包括支援センター

(逢坂一丁目374番地1)

☎0745-79-0802  
コミュニティバス「総合福祉センター」下車

#### 担当地区

香芝／香芝北中学校区  
(下田・三和・鎌田・志都美・旭ヶ丘小学校区域)

8時30分～17時15分

24時間の相談対応は「かしの木」へ

担当の地域包括支援センター等がわからないときは、0745-79-7521介護福祉課へ

# 香芝市見守り協力事業者ネットワーク 連絡票（事業者用）

こちらは、見守り協力事業者の  
\_\_\_\_\_ 事業所です。

- ①日時 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時ごろ  
②場所 \_\_\_\_\_ において  
③だれ \_\_\_\_\_ 様が  
④様子 \_\_\_\_\_

★連絡先★ 香芝市介護福祉課 0745-79-7521（直通）

※平日の8:30～17:15 は下記窓口へ

・中央地域包括支援センター 0745-79-0802

※土・日・祝日、夜間は下記窓口へ

・西地域包括支援センター 0745-71-3201

・東地域包括支援センター 0745-71-3120

・在宅介護支援センターかしの木 0745-79-6700

**緊急性の高いとき**

**消防署 119番 警察署 110番**

◎家の外から倒れている姿が確認できるとき

◎助けを求める声が聞こえる ◎素足で歩き回っているなど

## 異変のポイント

- 新聞や郵便物、宅配不在票がたまったままになっている。
- 何日も、夜になっても、洗濯物が干したままになっている。
- 扉が開いているが、呼びかけても返事がない。
- 大切な書類や通帳、印鑑を何度も紛失する。
- いつも、支払いやおつりの計算ができない。  
支払い方法もおかしい。
- 毎回、同じものを大量に購入される。
- いつも、服装が季節に合わない。
- 靴を履かないで、裸足で歩き回っている。
- いつも、同じことを繰り返す、話が通じにくい、  
前回の説明を忘れてしている。

※本事業に伴い、取得した個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例に基づき、適正に収集・管理を行い、終了後は速やかに破棄していただきますようお願い致します。



2023年4月